

あきる野市議会議員の請負の状況の公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和6年あきる野市議会訓令第〇号。以下「規程」という。）に基づく公表について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所で、議会事務局の執務時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 規程第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

2 前項に規定する写しの作成に要する費用は前納とし、写しを作成する場合の用紙の規格が日本産業規格A列3番までで、電子複写機により作成したものは、1枚につき10円とし、日本産業規格A列3番を超える規格及びその他の方法により作成する場合は、当該作成に要する実費とする。

(期限等の特例)

第6条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、あきる野市の休日に関する条例（平成7年あきる野市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日等)

この要領は、決定の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

あきる野市議会議長 殿

あきる野市議会議員 _____

請負状況等報告書

| 契約締結日 | 対象とする役務、物件等 | 契約金額（円） （単価契約である場合はその旨） | 昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円） |
|-------|-------------|----------------------------|--------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | |
|----------|--|---|
| 支払を受けた総額 | | 円 |
|----------|--|---|

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

あきる野市議会議長 殿

あきる野市議会議員

訂正届

あきる野市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

あきる野市議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

あきる野市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

| 写しの交付を求める報告又は訂正 | 写しの交付を求める範囲 |
|-----------------|-------------|
| | |
| | |
| | |